

ウクライナにおける水際措置（商標編）



協和特許法律事務所
弁理士 谷口 登

1. はじめに

ウクライナは模倣品の問題が頻繁に発生する国であり、模倣品の被害を受け、模倣品対策を行っている日本企業も少なからず存在する。

あまり知られていないかもしれないが、ウクライナ人もロシア人と同様、日本製の製品を好む方も少なくなく、今後、ウクライナでは、日本企業の製品の模倣品が多く流通し、対応に迫られる可能性も否めない。

そこで、本稿では、模倣品対策として効果的な手段の一つである商標に関する水際措置の概要について紹介したい。

2. 税関登録

模倣品対策として税関での商標権に関する水際措置を効果的に行うためには、ウクライナ税関の登録簿に商標権¹の登録を行う必要がある。税関登録が完了すると、税関による模倣品等の監視が開始される。

(1) 税関登録申請

商標権について税関登録をするためには、ウクライナの代理人を通じてウクライナの税関に税関登録申請を行う必要がある。

ウクライナ税関登録申請をするために必要な情報・書類は、以下の通りである。

- ・ 商標登録番号
- ・ 輸出入している商標を付した商品に関する情報
- ・ 商標を付した商品の写真（ウェブカタログでも可）
- ・ 真正品の製造者
- ・ 商標を付した商品の正規輸入者・輸出者に関する情報

1 ウクライナでは、商標権や著作権のみならず、意匠権、特許権、実用新案権等も税関登録の対象となっている。